

令和4年12月16日（金曜日）

議事日程第2号

令和4年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 一般質問
- 第4 議案第96号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
- 第5 発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 第6 発議第8号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書
- 第7 発議第9号 介護保険制度の改善を求める意見書審議
- 第8 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査について
- 第10 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長職務代理者 副町長	日沼一之	教育長	川尻茂樹
総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人	税務会計課長	成田拓也

企画財政課長	高杉泰治	福祉保健課長	石上義久
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山内章
産業振興課長	山本望	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美
生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平
防災まちづくり室長	内山直光	福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭正和
福祉保健課副課長	成田公誠	農林振興課副課長	堀内和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分開議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番水木壽保君、6番菊地薫君、7番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第96号及び14日の日の陳情採択に伴う意見書の提出の発議、第7号から9号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

ので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、議事日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長報告のとおり、議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 皆さんおはようございます。今日は1番目の一般質問ということで少し緊張しております。

まずはじめに、10日に亡くなられました森田町長に心よりの哀悼の意を表すとともに、これまでの業績に敬意と感謝を申し上げます。

町長療養中から町長は重責な任務をこなされ、今は町長代理として一般質問を受けられることは大変だと思いますが、大方は担当の課長のご意見、考え方を伺い、今後の新町長への政策へ引き継がれることを願って、3点について質問をいたします。

1点目は、インボイス制度が町に与える影響について伺います。

国は、2023年10月から、インボイス制度、適格請求書の実施に向けて、2021年10月からインボイスの発行事業者の登録申請が始まりました。ある業者は、「取引先から登録を迫られている。消費税を払っているが、登録すると税金が高くなるのではないか」という不安の声があります。免税業者は、取引先から課税業者になることを勧められ、1,000万円以下の収入であっても消費税課税業者に登録し、消費税を払わなければなりません。インボイス制度の導入は、民間にとどまらず、地方自治体や公共公益法人、財団法人においても、免税業者に影響を与えます。

町の簡易水道、下水道事業会計及び合併処理浄化槽事業は、消費税を払っています。当然、課税登録業者になります。上下水道の土木工事を発注する際、仕入れの税額控除をするには、入札の際に参加資格にインボイスを求めることになります。免税業者と取引がありますか。町としても仕入れ控除ができなくなると、納税額も減って財政が苦しくなります。免税業者にとっても、課税業者になると新たに増える税金に事業が成り立たなくなるのではないかという、こういう危惧も出されております。その点、町としてはどのように対処していくのでしょうか。

町が業務委託しているシルバー人材センターも、インボイス制度の開始で存続が危ぶまれます。社協の担当者も、責任者の方も、担当者は国に声を挙げている。そして責任者の方は、何とかしてやめられないものなのか、大変なことになると言っています。事業の多くは業務委託になり、高齢者の会員は個人事業者になり、インボイスを発行しなければなりません。シルバー人材センターは、消費税の仕入れ控除をできず、多額の消費税を払わなければなりません。ほかに町の特別会計で事業勘定を持っている国保や介護保険、財産区に影響がないか伺います。

診療所も対象になるのでしょうか。いずれ国は、税収を大幅に増やすために介護保険の改悪や後期高齢者医療制度の医療費2割負担を国民に押しつけています。防衛費予算は、今年度5.4兆円、国民総生産の1.09%です。その財政確保のためのものではないでしょうか。インボイス制度をやめさせるために、首長の方々の反対意見を望みます。

次に、高齢者・障がい者・難病支援施策について伺います。

障がい者の多くは、いずれ親元を離れて自立したいと思っているのではないのでしょうか。町にもそのような声に応じて、自立支援のためのシェアハウスに支援したり、石川に新たにできた障がい者の相談所を開設したことは評価します。

すいません、息苦しいので外します。

自立に今一步踏みきれない人たちに、自立体験を通して、入居者前にグループホーム、日中サービスやお試し宿泊も考えられますが、何をするにもお金がかかります。費用の援助が必要になります。支援を考えないのでしょうか。

独立してアパートに入って、収入にはなかなか入ってもこぎ着きませんが、挫折を繰り返しながら何度も何度も挑戦して仕事に就く、こういう思いで自立した人もアパートを借りております。また、自宅で重度の障がいや指定難病対象者は、自分の体調を維持するために並々ならぬ努力をしていると思います。支える家族や介護をする家族を励ます意味で、月3,000円から1万円程度の支援を考えないでいいのでしょうか。

巡回バスが本運行になり、私のところにも様々な声が届いておりますが、無料の区間は峰浜の特別な特定区画だけです。高齢者や通院を頻繁に行わなくてはならない難病者、精神障がい者は、デイケアを使っている人もいます。週1回ののんき会もあります。石川の障がい者支援相談に行きたくとも、同じ町内でありながら八森からおらほの館で乗り換え、1時間以上待って石川に行った人もいます。さすがに帰りは送ってもらったそうですけれども、自立して相談に行けるような状況ではありません。区間では料金差を

つくるのではなく、このような方々の支援が大事ではないでしょうか。

何といっても能代まで直通で行けないことです。バスステーションから通町の病院まで、通町、いとくの通町ですけども、まで、杖をついて歩いている人も見かけました。せめて市内まで直通できないかがみんなの願いです。

そこで巡回バスは、これらの方々、高齢者、障がい者、難病者に月4回まで無料、そしてデマンド型タクシーは年32回の無料券を交付することを考えないでしょうか。

このことは、全て先日、長野県南箕輪村で視察した際に対面でお聞きしたことを、改めて資料を見て、そのまま参考にさせていただきました。村内の人口を呼び込むために、あらゆる手段を駆使しています。人口を逃さないことも大事です。障がい者も同じです。住みやすい隣の市へ移住した人も何人か私は知ってますけれども、障がい者同士で結婚して、能代市内のアパートに住んでいる。そしてこういう状態だとやはり能代の方が暮らしやすいということにもなりかねません。先進事例を参考にして、町でもできる事業は考えていくべきではないでしょうか、伺います。

最後に、八峰町町税減免規則の見直しについて伺います。

規則には、八峰町税条例に規定する町税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税並びに八峰町国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の減免に関する事項があります。減免の範囲を見ますと、第2条3項で、担税力の有無は、納税者（生計を一にする親族（内縁）を含む）とあります。

そこで伺います。

担税義務者の生計を一にする親族全ての金融機関調べは、国保税の場合、世帯主に質問権はありますが、ほかの家族は任意で質問できることはあっても調査権はありません。このことは、他市の裁判で結審しています。全県に例がなく、払いたくとも払えない納税者が減免申請を利用しづらいものになっているのではないのでしょうか。

他市町村は、世帯主の金融機関の同意書はあっても提出することには記載されておりません。最近、金融機関におかれましては、手数料があらゆるところに発生して、料金もかなり値上げしております。あらゆる金融機関に取引があるのかないのかを調査し、そして残高がどのくらいなのかを調べるのにどのくらいの手数料がかかるのでしょうか。分かったら教えてください。

世帯主だけが担当職員と対面して、持っている通帳の残高を知らせるのがほかの市町村のやり方です。受理してから1週間か10日で結果を通知してます。当町では家族全員

の同意書に署名捺印して金融機関調べを行うことで、結果が出るまでかなりの日数がかかります。同意書提出は違法であると市を訴えた裁判で、市が敗訴した例があります。これらに関することは、北秋田市の裁判所資料がネットにも配信されております。是非見ていただき、以上のことから、規則第2条第3項は見直しすることを考えませんか。また、他市町村の例規を参考にして、規則全体の見直しを考えないか伺います。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理人。
- 町長職務代理人（日沼一之君） 皆さんおはようございます。

傍聴の方、大変足下の悪い中、傍聴していただきまして、本当にありがとうございます。

本当に、先日もお話ししましたが、思いもよらぬ前町長の逝去で大変戸惑っております。本当に心からご冥福をお祈りしながら、まさか職務代理といえ、こういう一般質問という初めての経験するとは夢にも思いませんでした。大変不慣れで、ご迷惑かけるかもしれませんが、どうぞよろしく願いしたいと思います。

見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「インボイス制度が町に与える影響」についてお答えいたします。

1点目の「簡易水道・下水道事業会計及び合併処理浄化槽事業は、仕入れ税額を控除するため、受注者に消費税のインボイスを求めることになるが、小規模免税事業者の締め出しにならないか。」についてでありますけれども、普通地方公共団体が締結する契約については、その経費が住民からの税金、とりわけ簡易水道・下水道事業及び合併処理浄化槽事業については、使用料等で賄われていることから、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ価格の有利性を確保し得るという観点から、入札の方法によることを原則としております。

町といたしましては、入札参加資格に適格請求書発行事業者であることを加えることは、機会均等の理念にそぐわないため、考えておりません。よって、小規模免税事業者を締め出すようなことにはならないものと考えています。

次に、「また、他の特別会計事業や診療所、財産区にも影響が出るのではないか。」についてであります。免税事業者である特別会計については、インボイス制度に対応した場合、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が生じます。また、一般会

計を含め、適格請求書の交付義務と写しなどの保存義務のほか、財務会計システム等の改修が必要となります。

公的機関である地方公共団体がインボイス制度に対応しないことにより、取引先の事業者には負担が生じることを踏まえ、原則としてインボイス制度に対応する必要があると考えています。

しかしながら、事業者にとって課税仕入れが発生し得ない特別会計については、性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところです。

町では、課税事業者となっている簡易水道事業会計と下水道事業会計のほか、現時点では、一般会計、沢目財産区特別会計、合併処理浄化槽事業特別会計、町営診療所特別会計について、適格請求書発行事業者の登録が必要であると考えています。

2点目の「社会福祉協議会のシルバー人材センターが消費税登録事業者になると免税会員は仕事ができなくなる。」についてであります。八峰町社会福祉協議会に確認したところ、会員の方々が仕事ができなくなるということはないとお聞きしております。

次に、「当町の委託業務にも支障を来すのではないか。」についてであります。八峰町シルバー人材センターがインボイス制度に対応しなかった場合、一般会計において、消費税法上、売上げと仕入の消費税額を同額とみなすこととされており、消費税の申告義務が免除されていることから、影響はないものと思われれます。

しかしながら、申告義務が生じる特別会計においては、仕入税額控除の部分で影響が生じるものと思っておりますが、業務そのものができなくなり、支障を来すものではないと思っております。

「制度の中止を求めて市町村首長が国に意見を上げていくべきではないか。」についてであります。現時点では近隣の市町村首長から中止を求める声は聞こえておりませんが、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2問目の「高齢者、障がい者、難病支援策」のご質問についてお答えいたします。

はじめに、「障がい者の多くは親元を離れ自立して生活をしたいと思っていないか。」についてお答えいたします。

町では、今年度、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国の基本方針による「地域生活支援拠点」を整備いたしました。

「地域生活支援拠点事業所はっぼう」は、10月より本格的に運用が始まり、相談支援専門員ら4名の専門員を常駐し、障がい者やその家族らの相談にワンストップで対応し

ており、11月は3人の方が利用されております。

1点目の「自立生活体験として、入居前にグループホーム等で日中サービスや宿泊を体験する。」については、独自の事業を展開せずとも、障がい福祉サービスにおいて既に利用できる制度がありますので、そちらの事業を利用させていただきたいと思っております。

町内での体験利用となると提供事業所がありませんので、他市町での利用となりますが、一連の手続きを含む利用調整につきましても、「地域生活支援拠点事業所はっぼう」から代行していただけるので、心配なく利用者ファーストで意図に沿える対応が可能であると考えています。

また、2点目の「アパートなどでの補助について」は、一般の方々と同様に、収入に応じた賃貸借物件を求めていただくなど、個々の生活事情に合った形でお願いしたいと思っております。

なお、生活支援等のサービス、いわゆる在宅での自立した生活を継続するために訪問介護や看護等の必要なサービスにおいては、障がい福祉サービスの自立支援事業を活用して社会生活を営むことができますし、通所系のサービスについても同様に、就労継続支援の事業所と連携して、就労支援サービスも利用できます。

次に、「重度の障がい・指定難病対象者に、障がいの程度により手当金を支給することを考えないか。」についてお答えいたします。

重度の障がいを持った方は、その年齢や障がいの程度や区分によって、特別障害者手当及び障害児福祉手当や養育者が受給者となる特別児童扶養手当など、秋田県から各種手当が支給されております。

また、「指定難病対象者」につきましても、難病法による医療費助成の対象となる指定難病と診断され、重症分類等に照らし合わせて病状の程度が一定程度以上と認定された人を指しているものと思われませんが、このの方々には、県から特定医療費が支給されているほか、医療保険及び介護保険とも、所得状況に基づき、窓口負担や自己負担上限が設定されているなど、手厚い公的支援を受けております。

町では、こうした制度に基づく手当の適切な受給手続きの支援を行うとともに、重度の障がいを持った方々が、より暮らしやすい地域社会の仕組みづくりを進め、その利用促進に努めてまいりますので、独自の手当の支給は、現段階では考えておりません。

次に、「高齢者、障害者、指定難病者に、巡回バスとデマンド型有償運送の無料券を交付することを考えないか。」についてお答えいたします。

町では、高齢者を対象とした外出支援事業と、障がい者を対象とした移動支援事業を実施しております。利用者は、乗り降りその他のサポートを受けながら、ドア to ドアで医療機関を受診でき、利用者負担額も低廉であることから、大変有益な事業として好評をいただいているところであります。

また、巡回バス、デマンド型有償運送につきましても、できる限り低額の負担となるよう料金設定したところであり、今後、利用者の声を聞きながら適宜見直しを行うこととしておりますが、無料券の支給は、現段階では考えておりません。

3 問目の「八峰町税等減免取扱規則の見直しについて」についてお答えいたします。

町民税等の減免については、地方税法において、天災その他特別の事情がある場合において税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、税を減免することができる旨が定められております。したがって、罹災や貧困、著しい所得の減少などのため税金を納める能力がないと判断される場合に、条例及び規則に基づいて免除することができることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

このため規則では、担税力の有無について、納税義務者のみならず、生計を一にする親族を含め、給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産などを総合的に判断し決定することになっております。

議員のご質問の1つ目、「国保税の場合、世帯主に質問検査権はあるが、他の家族には任意で質問検査できても調査権はない。」については、国保税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した額の合算額となりますので、納税義務者の担税力の有無を検討するに当たり、申請人及び世帯員の預貯金等を確認するため、金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求め、金融機関へ預貯金照会を行っております。また、申請人及び世帯員から同意を得る様式となっております。強制的な調査とはならないものと考えています。

いずれにしましても、税の減免は、地方税法に定められる公的救済を受けるものである以上、多額の預貯金を保有しながら税の減免を受けることは公平・公正な税負担の原則にそぐわないことから、預貯金額を担税力の有無を検討する資料として用いることは合理性がありますので、減免申請に係る必要書類と規定しております。

2 問目の「他市町村は、世帯主の金融機関調べの同意書はあっても提出項目には入っ

ていない。」については、当方で確認した限りでは、文言等の違いはあれども、実質的には同意書の提出を規定している自治体があることを確認しています。

3つ目の「金融機関調べは一人につき手数料はどれくらいか。」については、現在、10の金融機関のうち、3行が有料で1人当たり税別で20円を払っており、そのほか7行については無料となっております。

町といたしましては、税の減免に当たっては、税負担の公正・公平という観点から、また、他の納税者に疑念を抱かせ、納税意欲を失わせることがないように、慎重に対応していく必要があるものと考えております。

今後も地方税法の減免に関する法令等に則り、公正な判断のもと、承認、不承認を行うよう努めてまいりますので、規則全体を見直す考えはございません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目について伺います。

インボイスが今のところ特別会計の簡易水道、それから下水道、合併処理浄化槽、そちらの方には課税の登録を求めないというふうなことなんですか。課税を、当然、これ課税、入札の場合でも課税を、登録を求めないとできないのではないかと。そして、これをやらないと町の財政が、消費税がアップするのではないかと思うんですけども、ちょっとさっきの答弁では分かりにくいので、もう一度こちら辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 見上議員のご質問にお答えします。

特別会計、こう何点かお話しましたが、見上議員が心配されてるのは小規模免税事業者ということだと思います。基本は、小規模でないところはやはり登録してもらんですけども、ここまで小規模もこの入札に関しては登録させていかなきゃいけないかというところじゃなくて、登録しなくても入札制度には参加していただけますので締め出しにはならないと、こういう説明でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 引き続きインボイスのことでお尋ねします。

やはり診療所と、それから財産区の方にもこの影響が出てくるということですけども、具体的にはどういう形で、やっぱり取引業者、診療所に入出入りする100万円以下の

業者についても全てこうインボイスをお願いするという形になるのか。どういうふうになるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） 基本的に、先ほどお話しした診療所とか特別会計のどこ、入るところと入らないところがあります。入らないところは、まず後期高齢者とかね、国保税の関係は入らないんですけども、今、診療所の場合の影響ということですが、やはりそこ自体はそれをやることによって公平性が保てるんですけども、やはり取扱業者、小規模なところがどうなのかっていう問題は、やっぱりリスクゼロではないと考えています。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはりこれはちょっと、診療所とか財産区とか、そこに出入りする、まあ財産区だったらどういうふうな業者になるのか、例えば伐採業者とか、それから土地改良区じゃないですけども、そういうところが影響して税金がお互い双方ちょっと高く取られる。まして診療所の場合は、大きい器具、1,000万円以上の器具を扱うとかだったらいいんですけども、小口の小さいところの業者もこの制度に当てはまるのかなということで心配です。

まあ来年の10月から実施されるんですけども、そこら辺のところはこれからどのように考えるか、ちょっと継続して伺っていきたいと思います。

シルバー人材センターについては、今、国の方でも動いて、この前、魁新聞にもシルバー人材センター何とかしなければならないということの記事が載ってましたけれども、結局、シルバー人材センターが当然1,000万円以上の売上げもありますし、特別会計と同じような事業主になりますので、影響が出るんですけども、会員が古いホームページですと63人、会員が、まあ半分くらい減ってるか分からないんですけども、その人たちにもインボイスを求めるということで、インボイスを求めれば会員の人たちも消費税相当分、税額、全部消費税扱いの税金が取られるということになりますけれども、そういうことが今非常に危惧されていることなんです、町でも当然委託してるものがいっぱいありますよね。もうかなりの、10項目以上くらいのものが委託してると思うんですけども、これらに対する影響はまだ考えてないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問、シルバー人材センターに関連するご心配ですけれども、おっしゃるとおり、シルバー人材センター、まず県のシルバー人材センター、これ主にここ関係している取扱いは、今でも消費税と本体とこう分離して請求になりますので、ここは影響ございません。ただ町としてのシルバーの方々、社協ですね、ここはやはり全く影響ないということはないと思いますけれども、仕事の内容が個人個人での要望、これにも大変お応えしているということなので、その辺はフィフティー・フィフティーでしょうけれども、今のところ社協に伺っても、まず大丈夫というご返事なので、その辺のあたりは今後もやっぱり注視していかなくちゃいけないことだと思っております。

今はまだその辺までしかお答えできないところ、ご了承願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問どうぞ。

○8番（見上政子さん） じゃあ2つ目の高齢者、障がい者、難病支援について伺います。

説明がありましたけれども、やはり町単独としてですね、もう少し考えた方が、考えてもらった方がいいんでないかなと思うんです。障がい者が本当、精神障がい者も本当に当町はすごく多くて、障害者手当をもらってる人もいますし、全く無年金の人もいます。で、無年金の人は一生懸命職を探して、高学歴でありながらなかなか職に就けなく、一生懸命頑張ってもやっぱり長くて1年で折れてしまう。で、それを自分で調整しながら調整しながら次の仕事に取り組んでいるという、一生懸命頑張ってもなかなかやはり生活するのが大変、自立していくのが大変という方々です。その人たちのためにですね、県ではいろんな手当が出されてるのは伺いましたけれども、まずグループホームの入所型、これもねむの木学園ではなく、ねむの木でつくった東能代に施設ができましたけれども、それを利用する人もいます。で、やはりお金がかかるんですよ、利用するのに。1割負担になるんですけれども、大変やはり良かったっていう感想があります。何回か利用して。やっぱり親から離れて、こういうを利用して良かった、時々やっぱり利用したいということがあります。そういう背中を押すためにもですね、練習させる、自立するための練習する。それから、一生懸命仕事を探して、親から離れたいという希望でア

パートで暮らしたけども、やっぱりアパート代が高い、こういう人もいます。そういう意味で、町でももう少し押してもらえないかなっていうことですね。で、この前の視察で私も本当に目から鱗でしたけれども、手当っているんな仕方があるんだなっていうことが本当つくづく感じました。本当に財政的には少額です。何人もいませんので。ここに目を向けて、障がい者を大事にしてるんだ。で、障がい者も能代に行かなくても八峰町でやっていけるんだっていう、こういうふうな推し進めるためにもですね、是非、詳しく金額まで書きましたけれども、この金額もやはり箕輪村のものをそのまま参考にしました。こういうことができるんだなということを改めて感じましたので、是非今後の政策に生かしていただきたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

本当に今回の視察で長野県の南箕輪村ですか、そういうところの視察、後でまたお話伺えるとは思いますが、そういうところから障がい者の皆さんの自立、そして安心して暮らせるという、そういう一つの政策が非常に感動されたということですので、当町も、先ほどお話しさせていただいたように地域生活支援拠点がようやくスタートいたしました。それが全て100%ではないと私も思っています。ただ、今スタートしたところで、できるだけこういう方々が親亡き後も含めて自立も含めて安心して暮らせるというところを目指しておりますので、そういうところの漏れがないか、また、そういう相談の中でもね、どうしても救えない方がいるのかということも当然出てくるかと思しますので、そういう国・県の制度を含めてまた包めない部分、町としてどうなのかということも常に問うていくべきことだと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いしたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 障がい者の方がいろんなところを利用するにしても、全てお金がかかるんです。宿泊もそうですし、グループホームに入るにしても、正確な金額は分かりませんが、5・6万、生活保護と同等の金額が多分そこに投じられるのではないかと思います。本当ぎりぎりの生活をしてる中で、受ければ受けるほどやはり自分たちの、その何ていうかな、負担もそこに生まれる、生活に余裕がない、そういう意味ですね、これからせつかくグループホームというか宿泊型が八峰町でも今利用してます。

そこに何らかの支援をしてやるとか、それから石川の方にも行くに当たって、障がい者は交通費が無料になる、デマンド型も利用できるという、こういう具体的な、つくったものの、それだけではいいっていうのではなくて、それからまた利用しやすいような具体的な支援というものをこれから考えてもらいたいと思います。答弁は要りません。

これで2問目の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） 続けて3問目お願いします。

○8番（見上政子さん） 3問目の質問に行きます。

説明がありました。このまま八峰町はこれを続けていく。これに同意書の提出は問題ない。家族全員の預貯金調べは問題ないということですが、担税力の人と、それから当該国保の人、例えば世帯主と、それから国保を受けてるじいさん、ばあさん、この2人については、質問権と検査権はあるんです。例えば国保のあれを送られていく時は、世帯主に送られてきますよね。世帯主に。だからその世帯主が会社員だったり、まあいろんな方が公務員だったりしているかもしれません。で、じいさん、ばあさんが農業収入があって扶養にできない、そういう場合は国保税に入ります。で、その2人の調査をするのは、それは当然調査はします、それは。担税力があるのかどうなのか。ただ、それ以外ですね世帯全て、生計を一にするという、その生計を一にということは、家族全員、赤ちゃんから小学生の、それからお年玉の預貯金、家族全員の預貯金調べということになるんですよ。それができるのかどうなのか。再度伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

世帯主以外、生計を一にする方々の全員の同意が必要なのかどうかというご質問ですが、一言で言えば必要ということで、これはなぜかという、やはり子どもさん方はね収入はないんですけども、収入のある方全員の状況を確認しないと、やはり担税力があるかないか、これの公平・公正さが欠けます。だからそれを確認するためをお願いしていることとさせていただきます。したがって、これは必要と、こういう判断して町での規則で定められているという考えとさせていただきます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、私が例に出したのは、会社員とか公務員とかそういう人たちには、おじいさん、おばあさんの国保税が払えない状態であれば、それは補助はまあ

出してやるよということではできると思います。ただやはり減免申請を出す人たちというのは、家族全体がもう大変な状態になって、滞納額も増えて、資格証明書、短期証明書を繰り返していくこの中で、息子がようやくどっかの会社に、土方でも何でも息子がようやく働き始めた。で、娘もようやく社会人になったっていう時に、そちらは協会けんぽに入ってますよね。で、そういう時に、その世帯主、父親が国保税滞納、滞納額も多くて、なかなか今までの貧困生活から脱しなかったけれども、何とか目処がついてきたというこういう時に、その息子の預貯金調べ、息子の預貯金調べもあるんですよ。で、奥さんの預貯金、ほとんどもうないんですけれども、あれば払いますので、ないんですけれども、こういうふうなことまでして、それでやらなくちゃいけないのか。で、もしこれを拒否して同意書を出さないとすれば、減免申請できませんか。もう一回お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

何回も、昨年9月ですか、議会でも同じようなご質問で、前町長答弁されています。ほとんど回答は同じなんですけども、やはり先ほどから申し述べておりますように、原理原則、やはり公平・公正な担税力の確認というところで、審査となりますと、やはりその確認するものがないと審査ならないんですね。

で、先ほど、ちょっとそれなんですけども、見上さんが北秋田市の裁判事例も出ましたけども、あれは中身を見ますと、やっぱりその確認できないものを不承認としたことに問題があったんですね。だからそこは先ほど同意がなければどうなのか、申請できないのかっていうことなんですけども、やはりその確認するものがある初めて審査できます。ですから、もし拒否された場合は、審査できないんです。その意向もきちんと規則に定められております。その場合は、やはり熱心にその趣旨をご理解していただくように、担当の方では丁寧に説明して、それで不承認にということにはならないんですね。ただそこら辺、北秋田市は不承認にしちゃったので、裁判の中ではそれは駄目ですよと、こうなったわけで、手続きの問題というかね、そのやはりこういう権限行使のためには、あくまでも本人の同意を得て、丁寧に説明して理解をしていただくということが必要だと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 減免申請出すのは、貧困家庭がにっちもさっちもいなくなつて減免申請を出します。そこで一生懸命、家族が倒壊しないように若い人たちも一生懸命頑張って働いて、で、まあその若い人たちが結婚してお年玉を子どもがもらった。当然、預金をします。そういうことにまで調べるのか。

で、この北秋田市っていうのは、八峰町と全く同じ内容で規則ができてたんです。全く同じで。で、これで家族全員、まあ農家の人ですけれども、全員のを調べたらとても国保税を払える状況ではなかったということだったんですけども、裁判所で結局、市が負けました。裁判記録にも同意書の提出というのは本当におかしいものであるということを書かれていますけれども、もしこれでですね、また誰かが減免申請で不服申請で裁判を起こした場合、当町が訴えられることになります。その覚悟はおありなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

同じような答弁になるんですけども、決してね、その困った方が税金納めれないところを納めろと、こういうようなことじゃないんです。だから、まあ当町の場合、ここ3年で21件ぐらいですか、平均7件ぐらいの申請があります。それで不承認も数%はあるんですけども、大方はちゃんと認められます。で、おかげさまで同意・不同意というものもなく、皆さん同意していただいて出してもらっています。だから審査できるんです。

先ほど北秋田市の裁判のことをお話してますけども、これ、私が確認させていただいた限り、先ほどもお話ししましたけども、同意がない、これで不承認にした、ここが問題なんですね。だからそれは審査できないっていうことでいなくなっちゃいけなかったんです。だから当町はまずそういう事例ないんですけども、もしあればね、やはりそれは不承認じゃなくて、あくまでも同意していただくように、やっぱり適切な担税力の有無を確認するためにどうぞご理解くださいと、こういう丁寧な説明で今までは1件の不同意もなくここまで来ているということでございますので、その趣旨を八峰町だけ特別ということではないと考えてますので、どうぞそこをご理解いただきたいと思います。

決して納められない人を納めれというような趣旨でやってることじゃなくて、そういう申請者が困った方々を適切に判断して減免してあげるといふのをやっぱりここでやることでありますので、その確認ができないようなことは、やっぱり町としてはできなと。それで規則を定めております。ご理解ください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどから言ってますけれども、調査権っていうのは、世帯主と、その若い人だったら若い人の世帯主と、それから国保の世帯主の2人については調べることができるんですけども、家族、奥さんとか孫、こういう人たちまでは調査することはできないということの裁判事例が出てます。で、これをもしね、やることに、減免申請7件あったってはいわれますけれども、全てやっぱり同意書出さないと減免申請してもらえないんですよ。その場でね、やりとりして、いや出さない、じゃあ受けない、じゃあ出さないっていう、孫の通帳まで調べられれば困る、へばやめるとか、それから、出さないと減免はもらえないというふうなやりとりは、なかなかね役場の中ではやっぱりできないんですよ。出してくださいと言われてれば、それはやはり何としても困ってる状態を出すので、余裕があって出すのではない。今、国保が資格証明書になるか、短期証明書になるかの境目ですので、そういう意味でやってるのでありまして、これから変わらないということであれば本当に困ります。

このことから、各市町村は規則とか同意書を求めないというのが各市町村に広がりました。で、訂正してるところもあるし、中にはそのままになってるところもあると思うんですが、北秋田市も八峰町と同じような事例でしたけども、こういう結果になりましたので、そこら辺はよくこれからもご配慮いただいて、減免申請、資格証明書、それから短期証明書、少なく、資格証明書はなくなるように努力していただきたいと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

.....